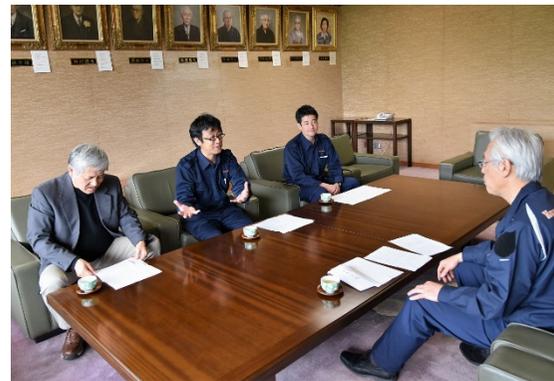


# 熊本地震～被災者への支援対策を緊急申し入れ

熊本地域を襲った地震により犠牲となった方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された方々にお見舞い申し上げます。

14日、16日と大きな地震が発生し、今もなお余震が続くなか、多くの市民が、恐怖と不安を抱きながら、日々を送っています。家が倒壊し、帰るに帰れない避難者も多くいらっしゃいます。

日本共産党市議団は、被災者救援のために毎日全力を挙げてい



ますが、日々の支援活動を通じ、地域の避難所や被災者から寄せられた要望や実態を踏まえ、4月19日、市として緊急に講ずるべき対策を申し入れました。要望項目は以下の通りです。

- ライフラインが復旧した学校施設については、調理室と共同調理場を活用し、温かい食事を提供できるようにすること。

## 【住宅支援・生活再建について】

- 罹災証明書の発行を身近な出張所で行い、ワンストップサービスでの相談窓口を設置すること。
- 自宅に住めなくなった方へ、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅、民間住宅の借り上げなどで、住宅を無償で提供すること。
- 帰宅時の二次災害を防止するために、罹災した住宅の応急危険度判定を早急に行うこと。
- 避難所からの一方的な追い出しを中止すること。
- 小中学校については、被害状況は様々であることから、安全を最優先し、学校再開時期を検討すること。

## ⇩裏面には様々な支援制度を紹介しています

## 【避難所に関する対策・支援について】

- 避難所により支援状況の格差が生じていることから、市の指定避難所以外の避難所の実態を早急につかみ、必要な物資が届くようにすること。
- 避難所に医療提供体制を確立し、感染症予防や住民の健康不安に対応すること。
- 「車中泊」をしている方に、エ

コノミークラス症候群の予防対策をとること。

- 配置された職員の交代・引き継ぎを円滑に進めるためにも「被災者マニュアル」を策定し、徹底すること。
- 避難者同士のトラブルも発生していることから、ストレスケアに万全を期すこと。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 994  
2016年4月24日  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

(控室から)  
救済・支援対策に全力を尽くします  
やまべひろし

熊本市がこれまで経験したことのない大地震から、一週間あまり。絶えることのない余震に、いまだ収束が見えません。

広域にわたる地震災害は、地域にまんべんなく、その被害が及ぶのが特徴です。復旧のために、昼夜を分かたず尽力されている、大西市長はじめとする市の職員のみなさん、また避難所などで陣頭指揮をとる自治会、地域ボランティアの方々、いっぽうでそうしたみなさん自身もまた、被災者なのです。自分のことはわきに置いて、みんなが力をあわせて災害支援、復旧のためにがんばっています。その献身的な姿には心を打たれるばかりです。

しかしながら、この未曾有の大災害に、まだ、支援が行き届かず苦しんでいるみなさんや、住む家をなくされ今後不安を抱えておられる方などが多くいらっしゃいます。

私たち日本共産党市議団は、こうした皆さんに笑顔が戻る日まで、現行制度の枠にとらわれない、抜本的な救済・支援対策の実現のため、全力で取り組んでいきます。



# 住宅再建・生活再建に向けて 被災者のための支援制度を活用しましょう

今回の「熊本地震」で、被害にあわれた方々に心からのお見舞い申し上げます。この間、たくさんの方々から、住宅や生活を再建していくにはどうすればいいのか、という問い合わせが数多く寄せられています。

熊本市がこれまでに経験したことがない、大規模災害からみなさんの生活を本格的に立て直していくために、共産党市議団は現行制度の枠をこえた、救済対策の実現に全力で取り組んでいきます。

## まず、罹災証明書をもらうことが大切です

住宅の応急修理、仮設住宅への入居など、被災者支援の制度を活用するために、「罹災証明書」が必要になります。家屋などの被害に対して発行するものです。

屋根瓦など、どうしても応急的な補修をする前には、被災状況の写真を撮っておいてください。

## 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されれば、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯は、支援金の支給を受けることができます。

### ①基礎支援金

住宅の被害の程度に応じた支給される支援金

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

### ②加算支援金

住宅の再建方法に応じた支給される支援金

	住宅の被害程度		
	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

## 半壊以上の住宅の応急修理には52万円までの補助

被害認定が「半壊」以上の被災者には居室・台所・便所など、日常生活に最低限必要な部分を応急的に修理する補助制度があります（限度額 52万円）。

すでに、屋根瓦の補修など業者に依頼されている方もおられます。日本共産党は、行政の判定前に補修した場合でも、被災状況の写真、業者からの見積書、領収書などあれば、制度が適用されるように申し入れています（九州北部豪雨災害では適用されました）。

## 災害援護資金（貸し付け）

負傷または住居・家財に被害を受けた方は災害援護資金を借りることができます。被害の状況に応じ限度額が変わります。また、所得制限があります。

■貸付限度額 350万円

利率、年3% 据え置き3年以内（特別5年） 据え置き期間は無利子

## 生活福祉資金（貸し付け）一窓口は、社会福祉協議会

低所得者世帯や障がい者世帯、要介護者のいる世帯が対象。

■貸付限度額 250万円

利率、年1.5% 連帯保証人を立てれば無利子

償還期間 7年以内。据え置き6か月以内

## お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください

連絡先：日本共産党熊本地区委員会 096-322-2600